

4-5 都市空間形成の方向性（目指すべき都市像）

ここでは、4-4で整理した「本市における都市構造形成の基本的な方針」のもと、生活利便施設などが集積した各「拠点」について、それぞれのまちづくりの方向性等を再確認し、都心・副都心、地域拠点、生活拠点のどの階層に位置づけられるかを整理した上で、都市全体を見渡して、これら拠点とその拠点間を結ぶ軸を骨格とする将来の全体都市構造をどう設定するのかを検討します。

（1）現行の上位計画において位置づけられた拠点の把握

本市においては、北九州市都市計画マスタープラン（平成15年策定）において「街なか」の重点化や「拠点地区」における都市機能の強化を、「元気発進!北九州」プラン（平成20年策定）において「街なか」居住の推進や生活支援拠点の充実を、都市づくりの基本とするなど、「街なか」の「拠点」となる地区を特に重視してきた経緯を有しています。

このため、拠点のまちづくりの方向性等と将来の全体都市構造を検討するにあたっては、蓄積したストックの活用を図るとともに、「街なか」の「拠点」を重視する考え方を継続することとし、現状把握等は、現行の上位計画（「元気発進!北九州」プラン、北九州市都市計画マスタープラン及び北九州都市計画区域マスタープラン（福岡県策定））において位置づけられた各「拠点」を対象とすることとします。

（現行の上位計画で位置づけられた拠点）

小倉都心	黒崎副都心	門司港	門司	城野	徳力・守恒	＜北方・守恒周辺＞
下曾根	若松	八幡	東折尾	＜JR陣原駅周辺＞	折尾	八幡南
上葛原周辺	学術研究都市周辺	二島周辺	永犬丸・三ヶ森周辺			

＜は、同一拠点で複数名称がある場合の、都市計画区域マスタープランにおける名称

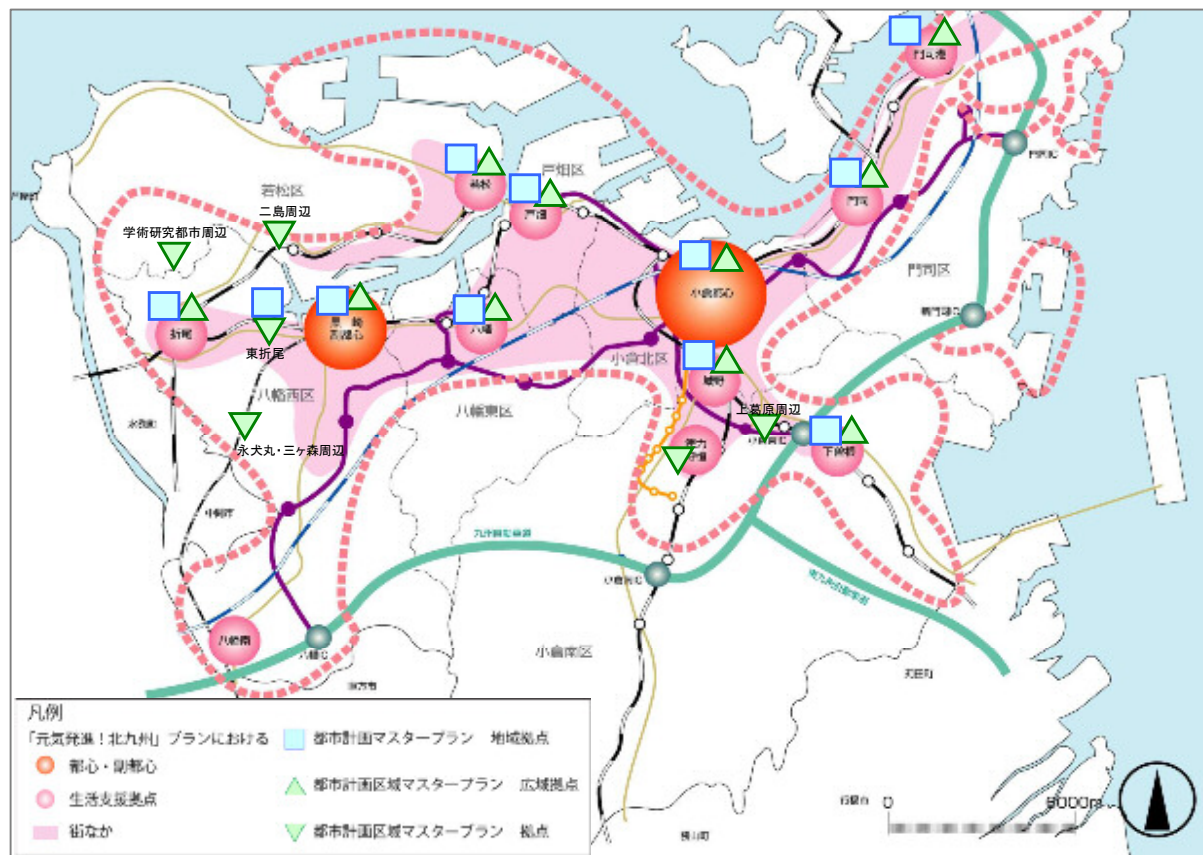


図 「元気発進!北九州」プランで示される「主な生活支援拠点」と都市計画マスタープラン等の拠点

（２）各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握

本市には、拠点だけでなく主要な交通軸上に、商店・診療所から商業施設・病院まで、様々な規模の生活利便施設が立地しています。

これまで都市機能の強化を図ってきた「街なか」の拠点について、将来に向けて階層構造の拠点の形成を図るためには、比較的高次の都市機能を誘導していく必要があることから、各拠点の現状把握においては、これらの都市機能を担う生活利便施設の配置状況を把握することとします。

このため、配置状況等を把握する都市機能は、以下のとおりとします。

- 小売店舗(売場面積3,000㎡)
- 医療施設(病床数200床以上)
- 福祉施設(収容人数200人以上)
- 大学・短期大学(学生数500人以上)
- 公共施設

また、各拠点の地理的な検討の範囲は、以下のとおりとします。

○北九州都市計画区域マスタープランにおける広域拠点・拠点の同区域内。ただし、当該区域が明確化されていない拠点については次のとおり。

- ・徳力・守恒：モノレール北方、競馬場前、守恒、徳力公団前の4停留場から半径500mの同心円内
- ・八幡南：筑豊電気鉄道木屋瀬、新木屋瀬の2駅から半径500mの同心円内
- ・東折尾：JR鹿児島本線陣原駅から半径500mの同心円内
- ・上葛原：上葛原及び上葛原第2土地区画整理事業をあわせた区域内
- ・二島：JR筑豊本線二島駅から半径500mの同心円内
- ・永犬丸・三ヶ森：筑豊電気鉄道永犬丸、三ヶ森の2駅から半径500mの同心円内

○公共施設マネジメント実行計画（平成28年2月）のモデルプロジェクト再配置計画に定める集約先の対象とする場所・区域。

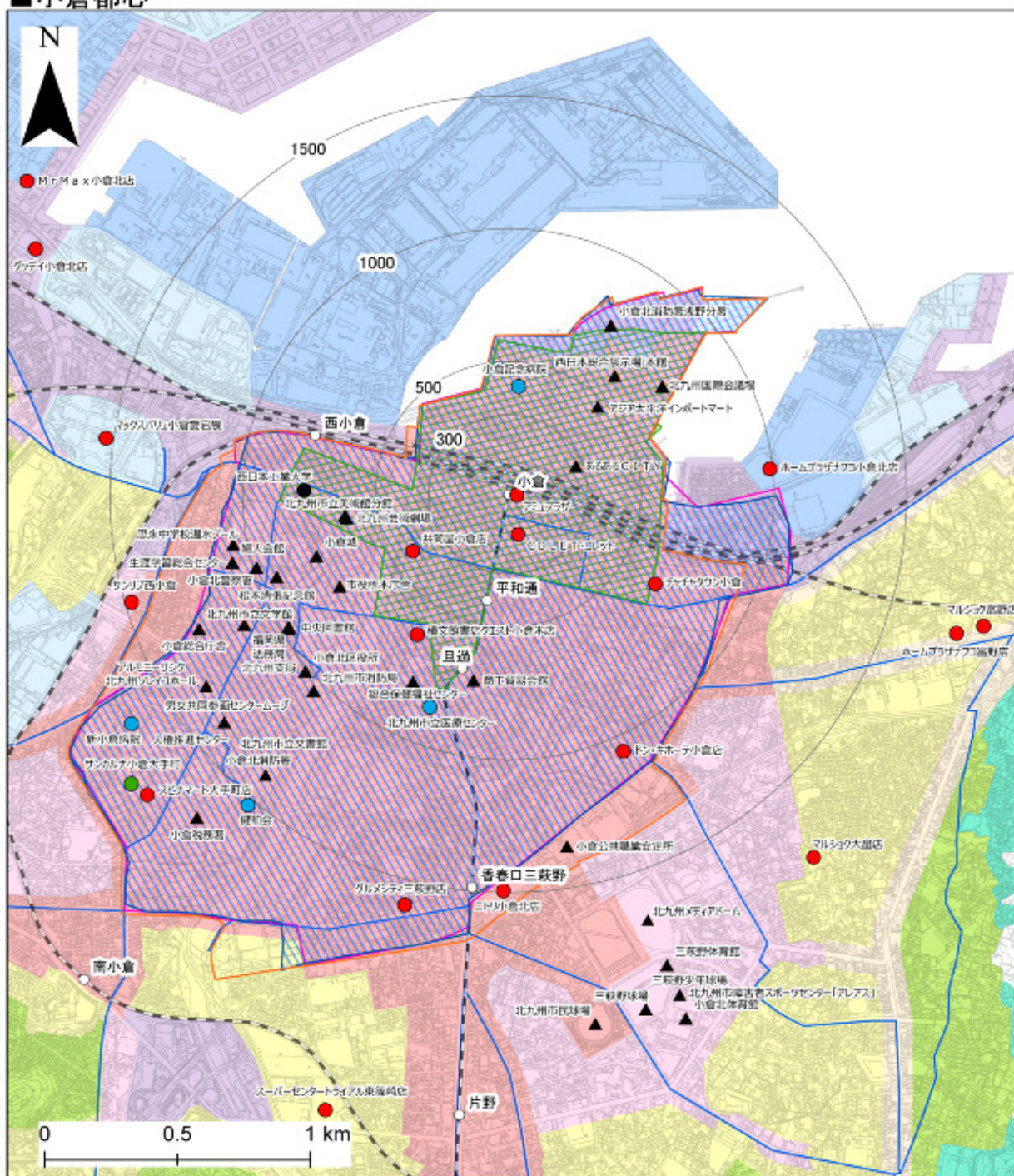
以上をまとめるとP63～P79の図（凡例の「区域マス」は北九州都市計画区域マスタープランのことをいう）になります。

北九州都市計画区域マスタープラン（福岡県決定）で定める広域拠点・拠点とは：

広域拠点は、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、大規模集客施設の立地を誘導する区域で、原則として床面積等の規模上限なく大規模集客施設が立地できる区域。

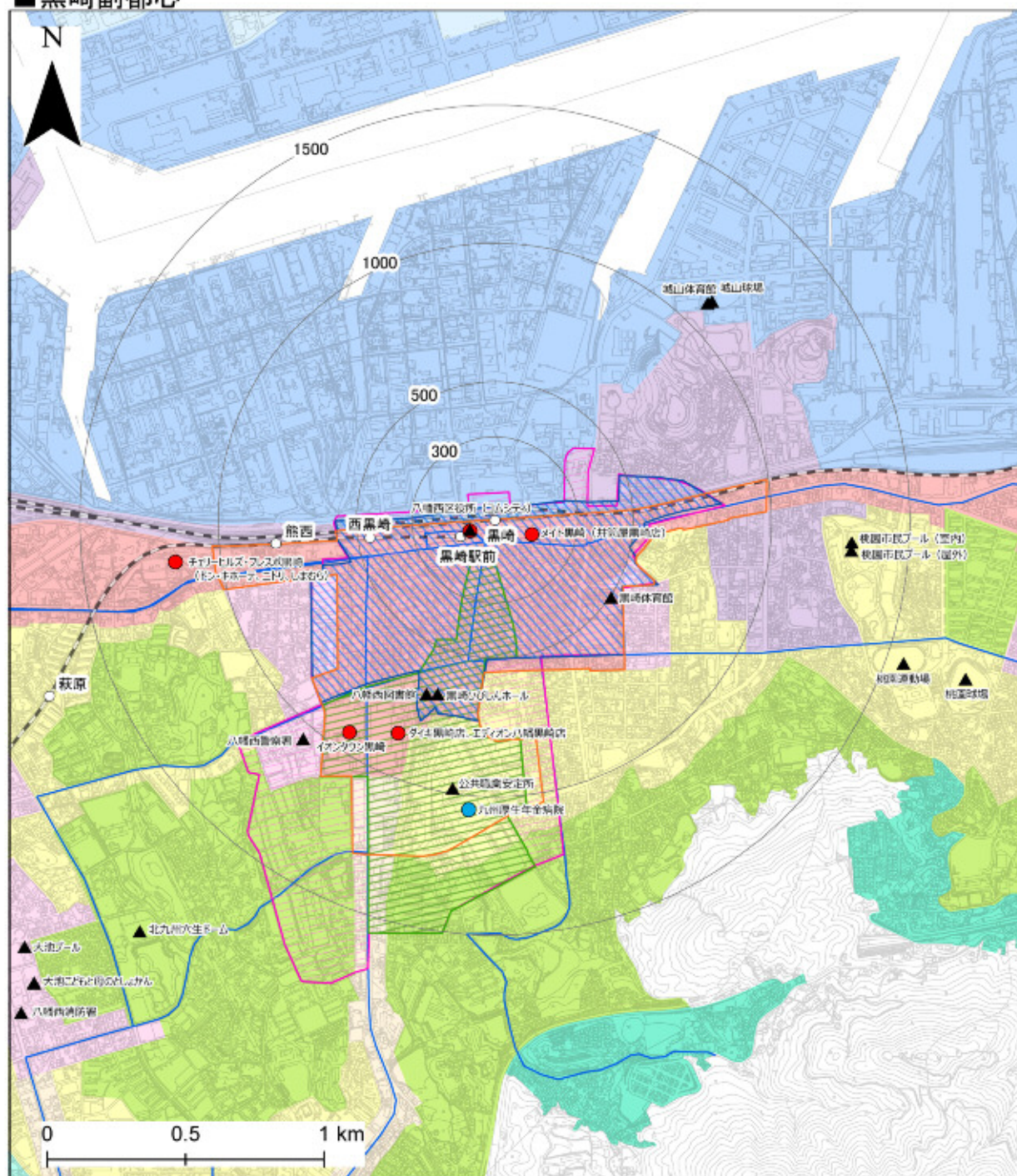
拠点は、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導する区域。

■小倉都心



凡例	
公共交通	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	区域マスを位置付けている広域拠点・拠点
	中心市街地活性化計画の区域
	都市再生整備計画区域
	小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	医療施設(病床数200床以上)
	福祉施設(収容人数200人以上)
	大学・短大(学生数500人以上)
	公共施設

■黒崎副都心



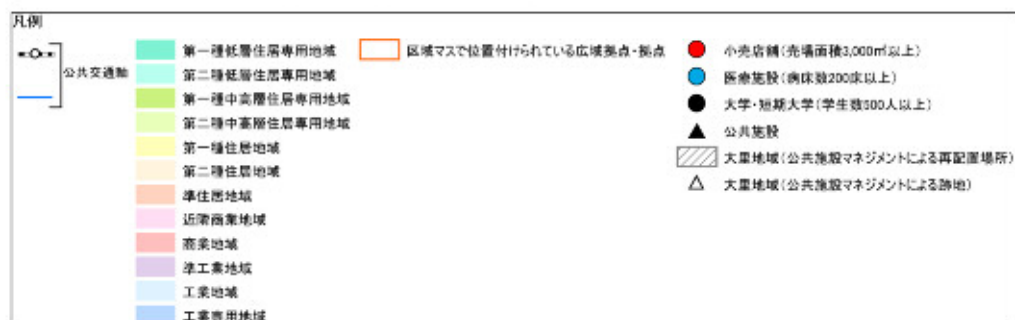
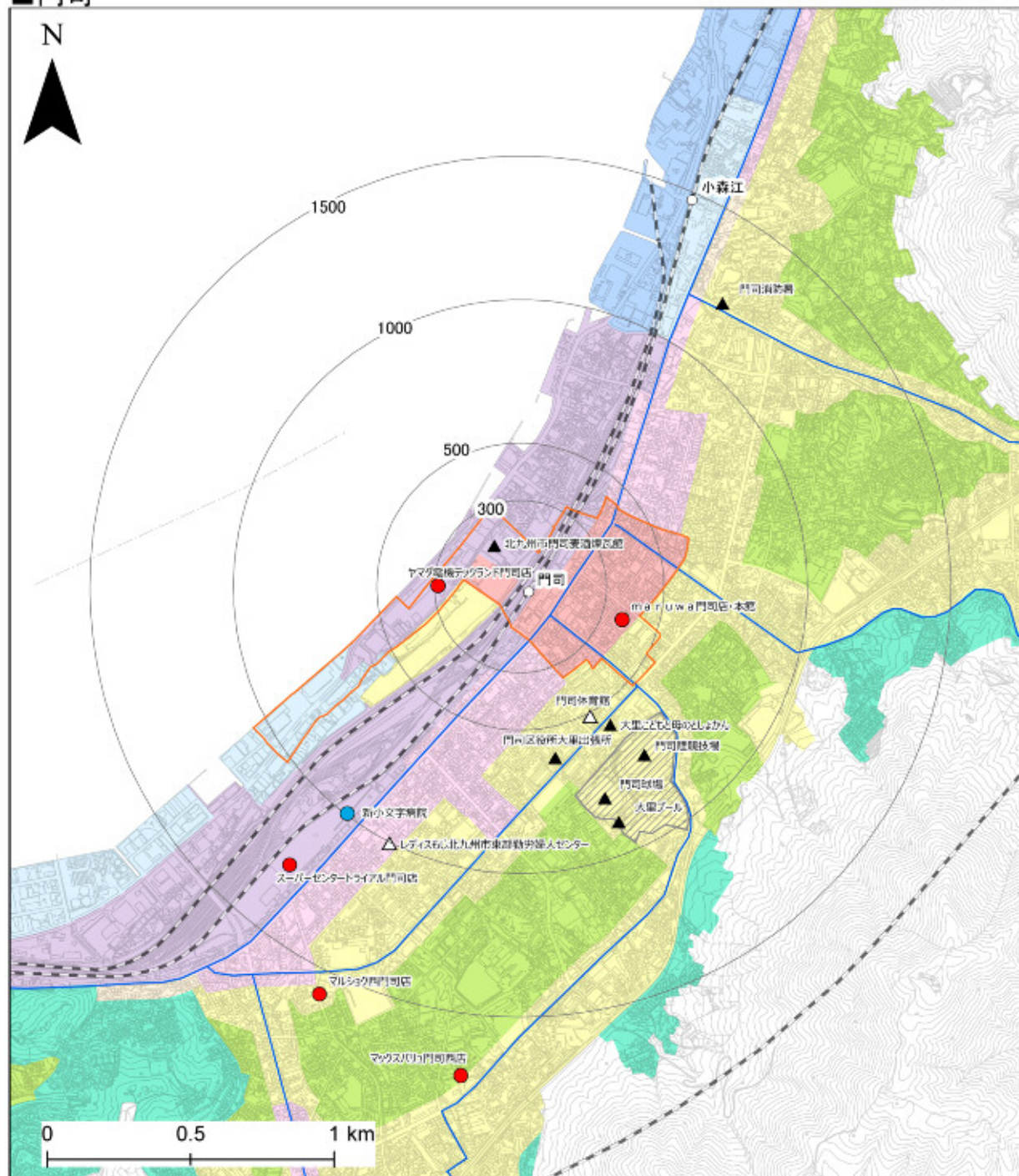
凡例			
	公共交通線		区域マスを位置付けられている広域拠点・拠点
	第一種低層住居専用地域		中心市街地活性化計画の区域
	第二種低層住居専用地域		都市再生緊急整備地域
	第一種中高層住居専用地域		都市再生整備計画区域
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	第二種住居地域		医療施設(病床数200床以上)
	準住居地域		福祉施設(収容人数300人以上)
	近隣商業地域		大学・短期大学(学生数500人以上)
	商業地域		公共施設
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		

[illegible]

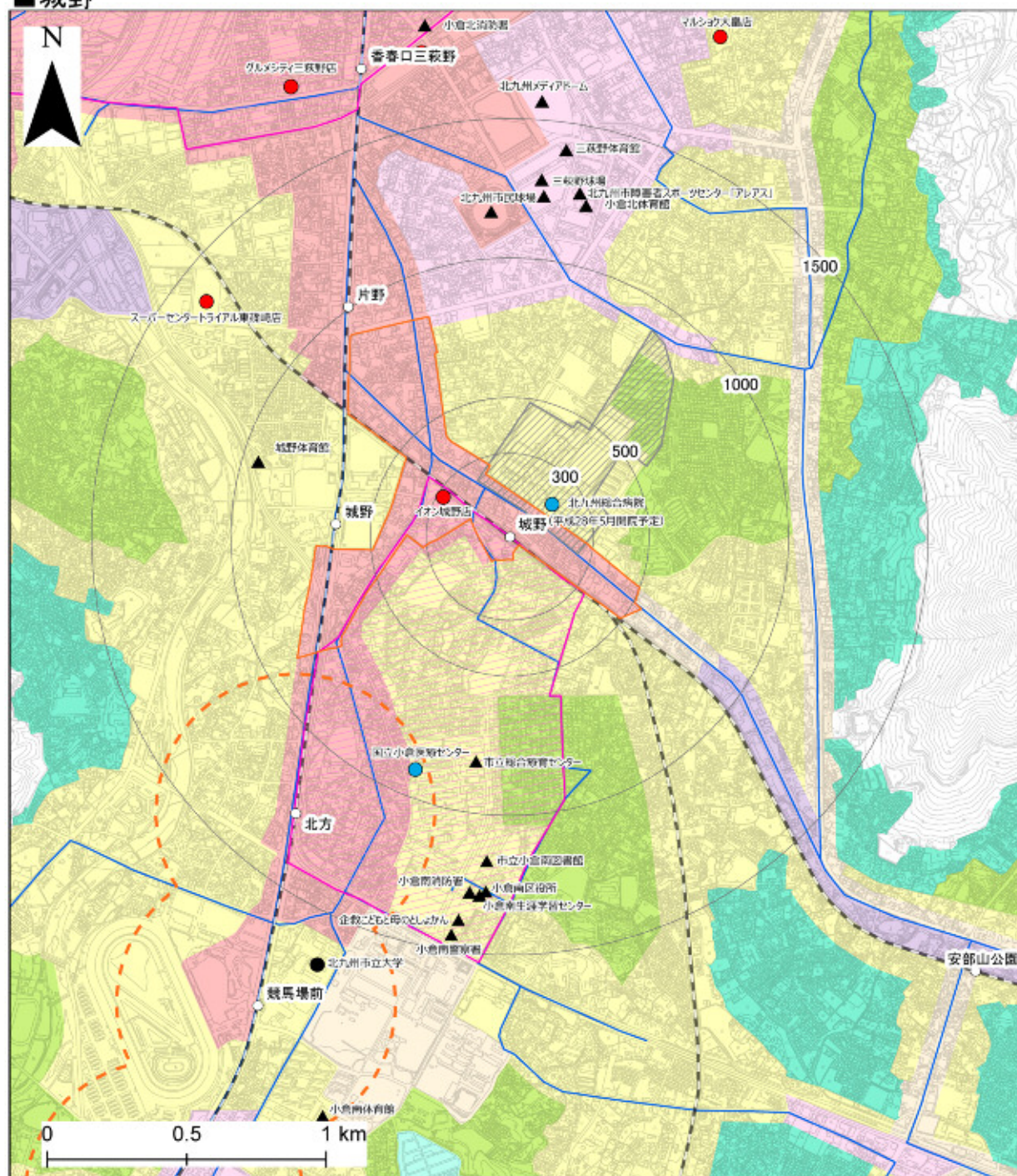
凡例

●○	公共交通	第一種低層住居専用地域	区域マスを位置付けられている広域拠点・拠点	●	小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
—	公共交通	第二種低層住居専用地域	都市再生整備計画区域	●	医療施設(病床数200床以上)
		第一種中高層住居専用地域		●	大学・短期大学(学生数500人以上)
		第二種中高層住居専用地域		▲	公共施設
		第一種住居地域		○	門司港地域(公共施設マネジメントによる再配置候補地)
		第二種住居地域		△	門司港地域(公共施設マネジメントによる跡地)
		準住居地域			
		近隣商業地域			
		商業地域			
		準工業地域			
		工業地域			
		工業専用地域			

■門司



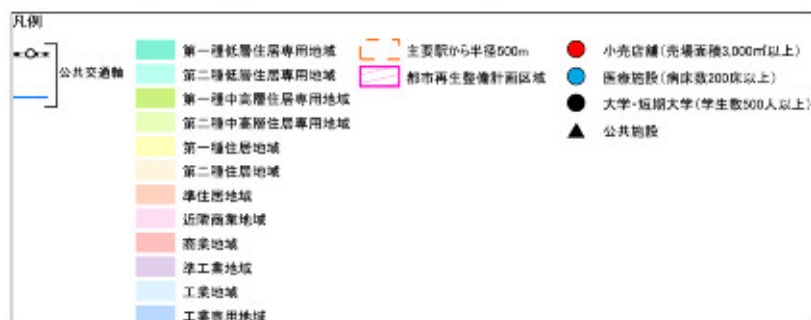
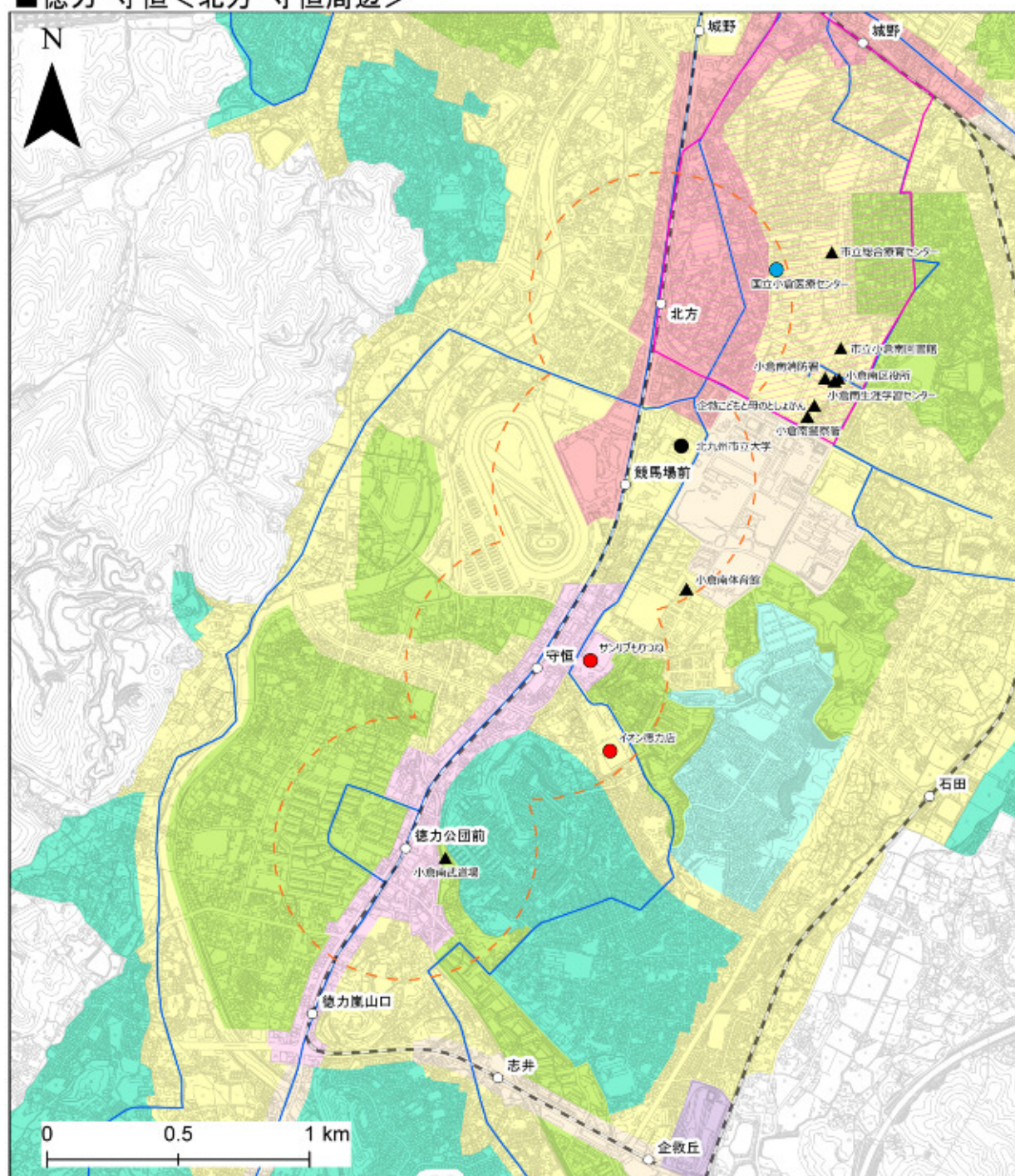
■城野



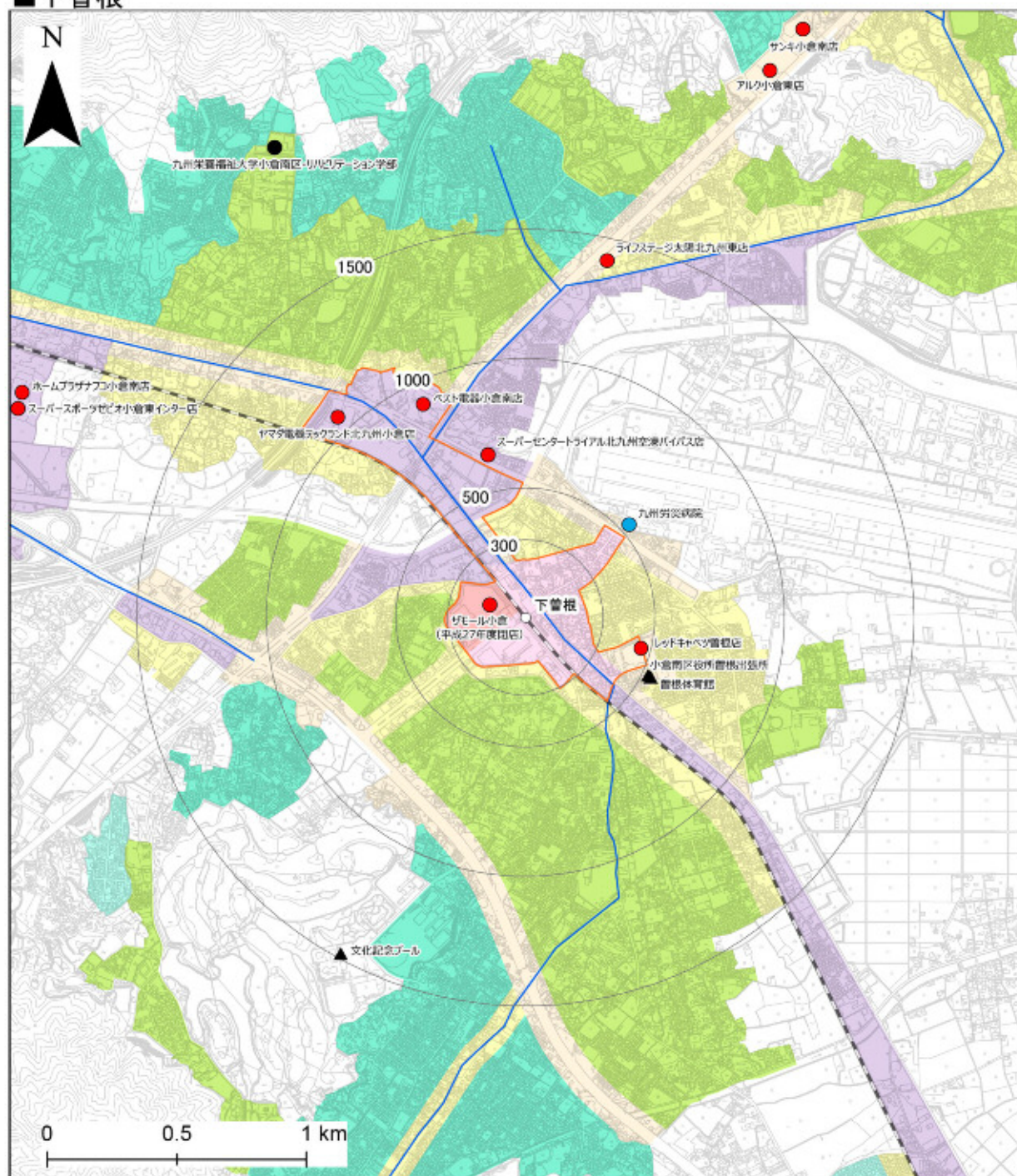
凡例

	公共交通線		小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	第一種低層住居専用地域		医療施設(病床数200床以上)
	第二種低層住居専用地域		大学・短期大学(学生数500人以上)
	第一種中高層住居専用地域		公共施設
	第二種中高層住居専用地域		城野ゼロ・カーボン先進街区
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		
	区域マスを位置付けられている広域拠点・拠点		
	主要駅から半径500m		
	都市再生整備計画区域		

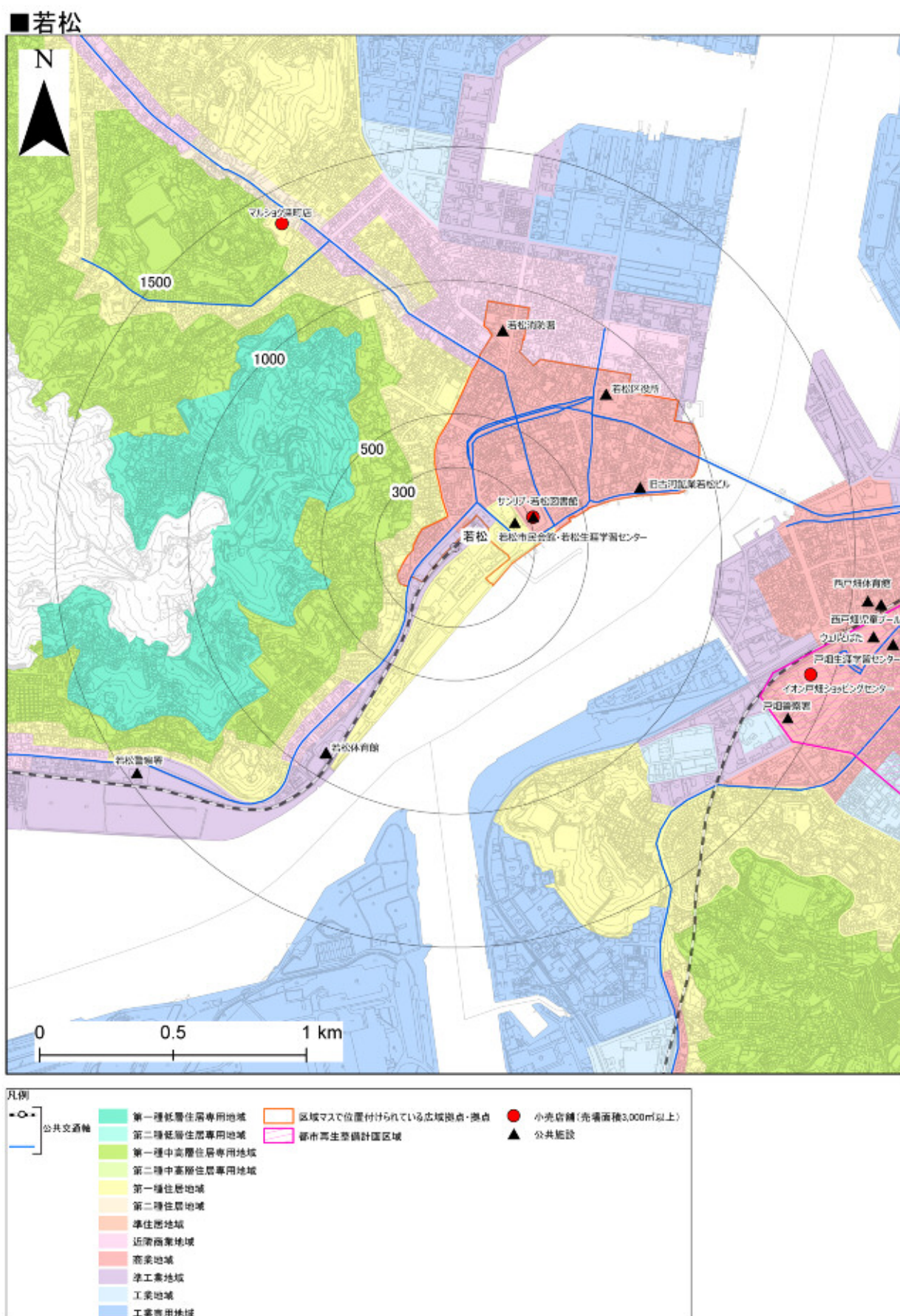
■徳力・守恒<北方・守恒周辺>

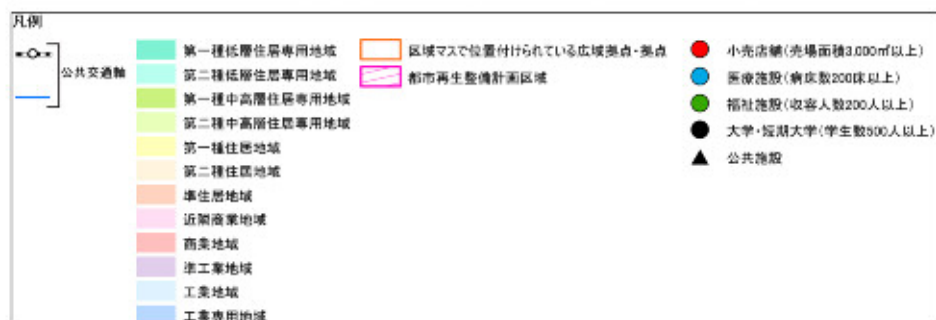
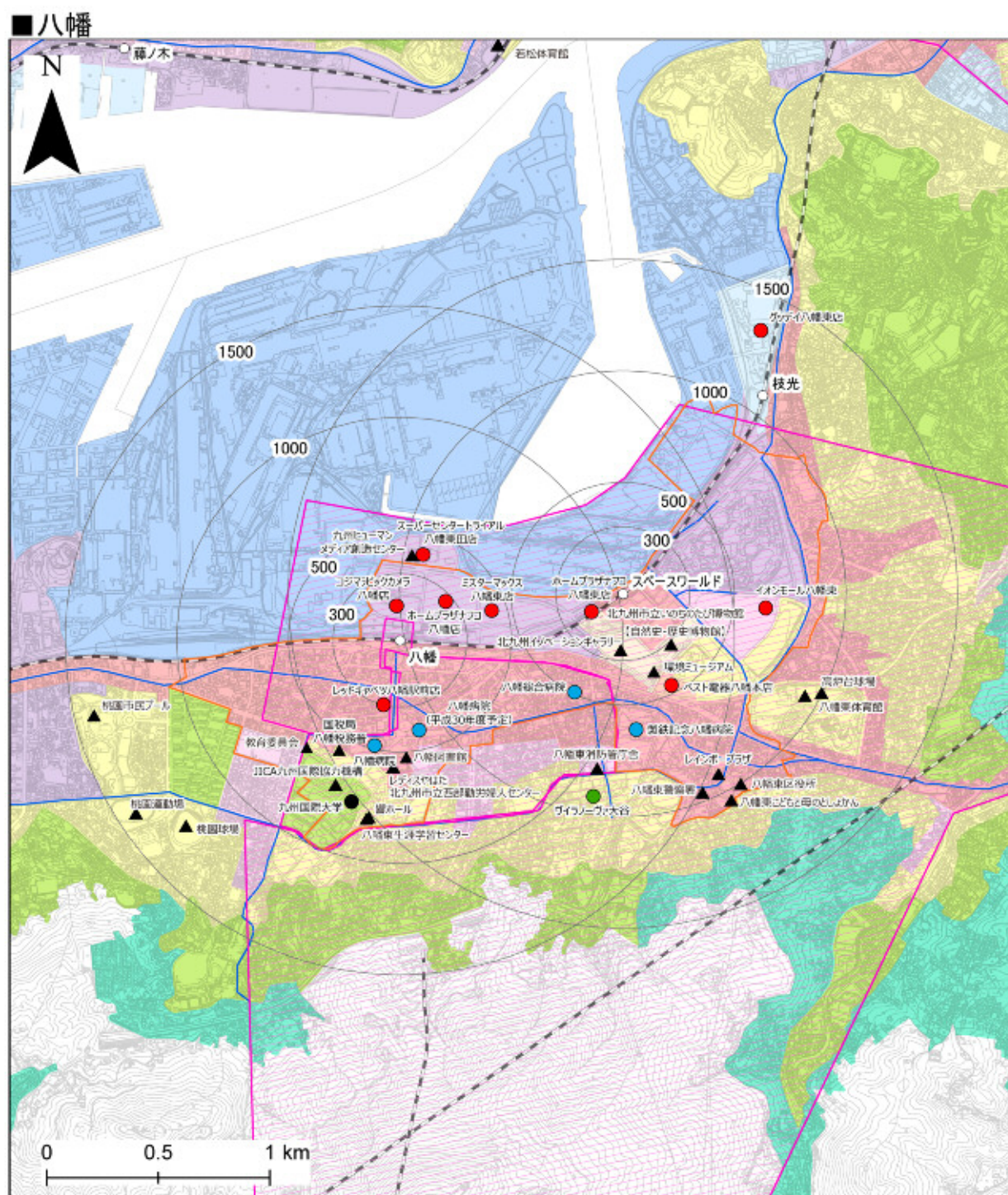


■下曽根

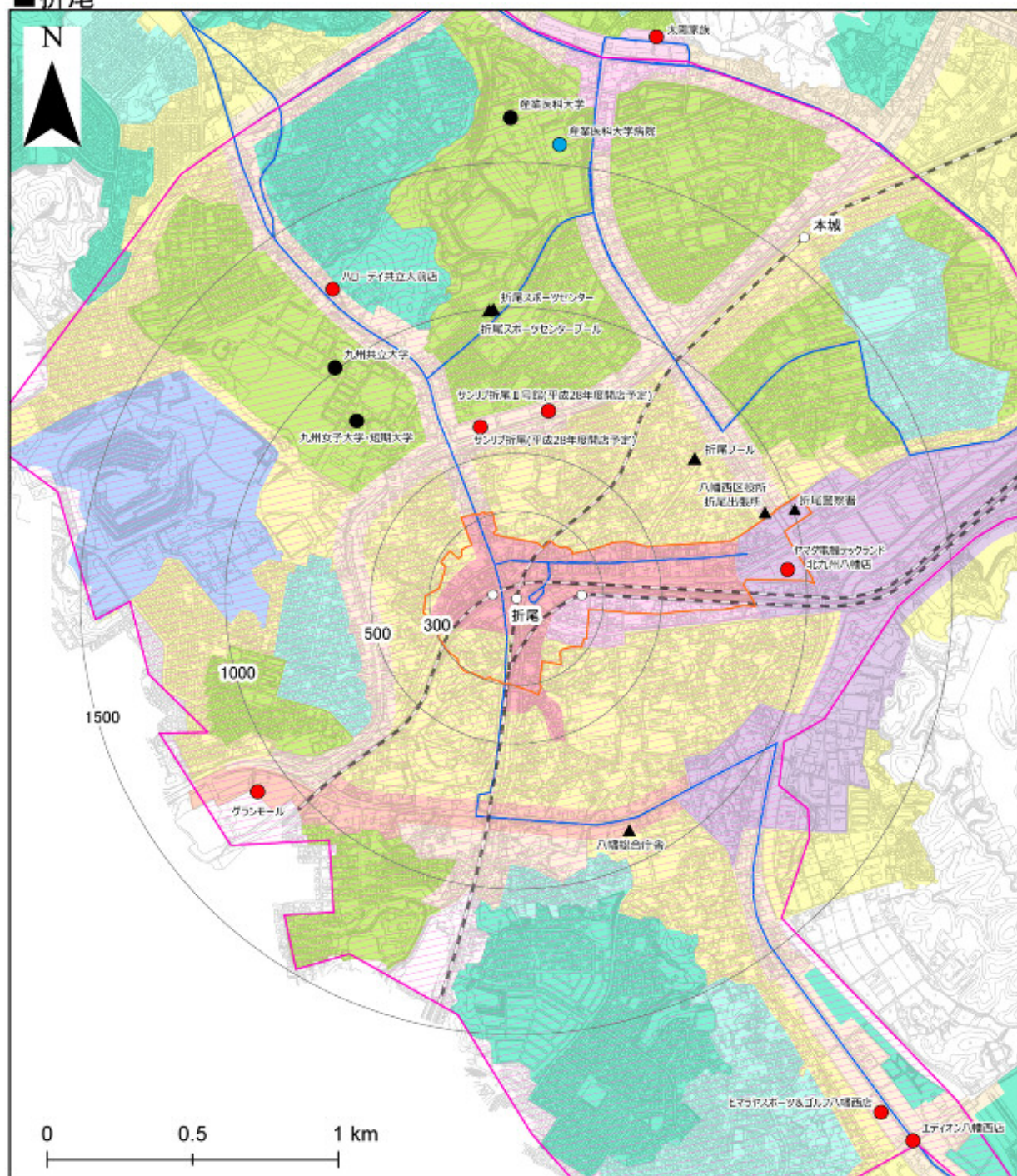


凡例	
	公共交通線
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	区域マスを位置付けられている広域拠点・拠点
	小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	医療施設(病床数200床以上)
	大学・短期大学(学生数500人以上)
	公共施設



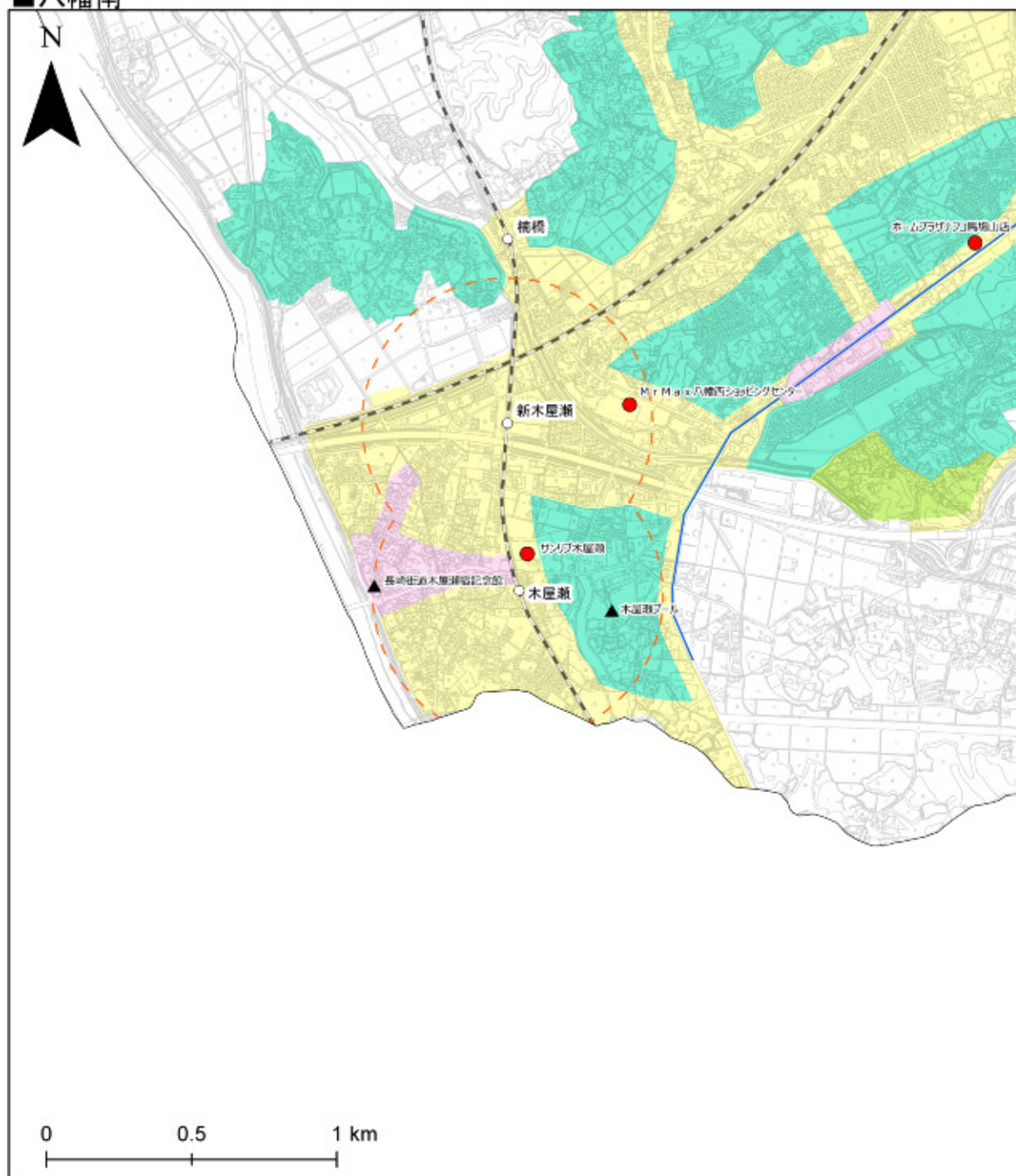


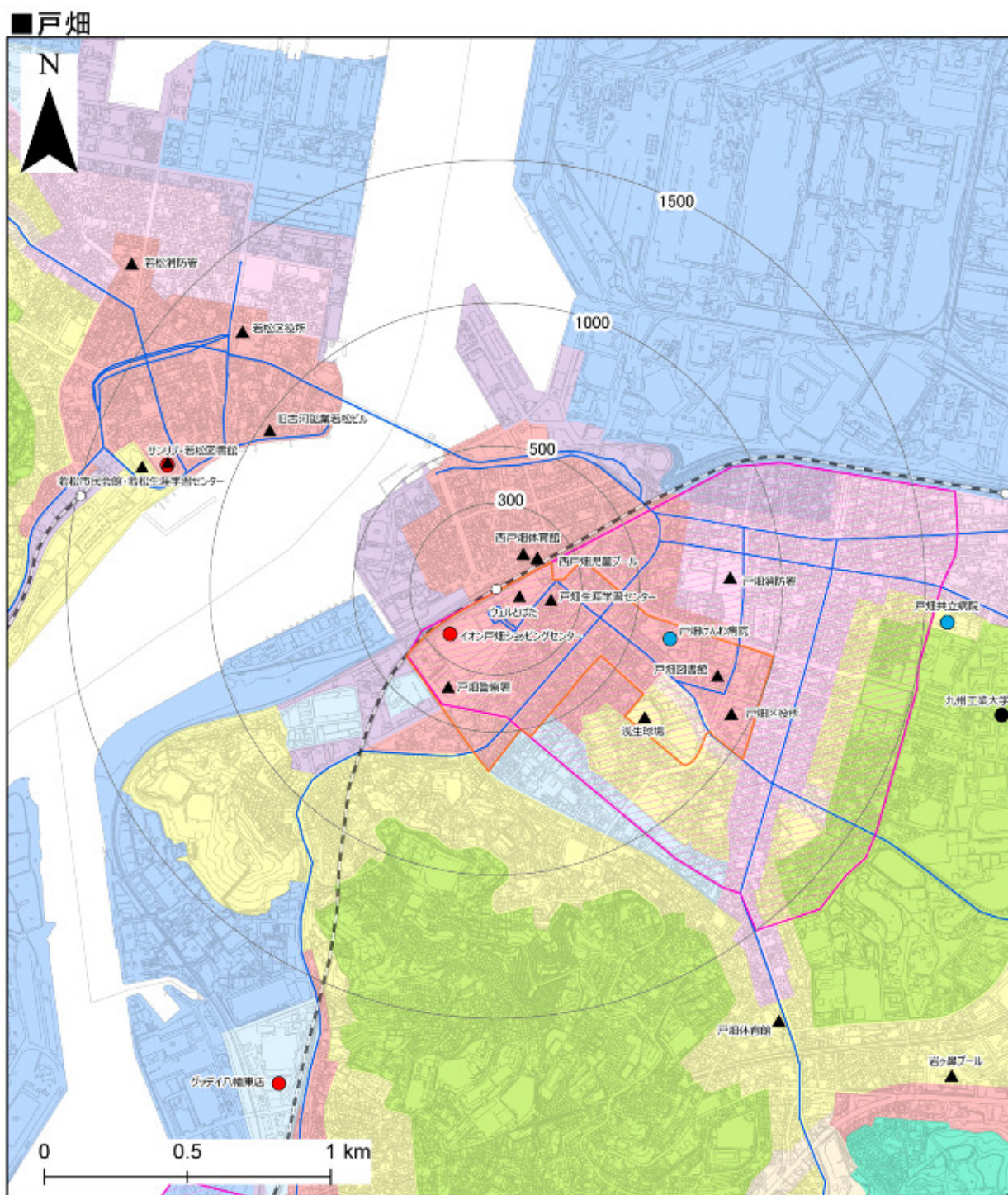
■折尾



凡例			
公共交通線	第一種低層住居専用地域	区域マスを位置付けられている広域拠点・拠点	小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	第二種低層住居専用地域	都市再生整備計画区域	医療施設(病床数200床以上)
	第一種中高層住居専用地域		大学・短大(学生数500人以上)
	第二種中高層住居専用地域		公共施設
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		

■八幡南





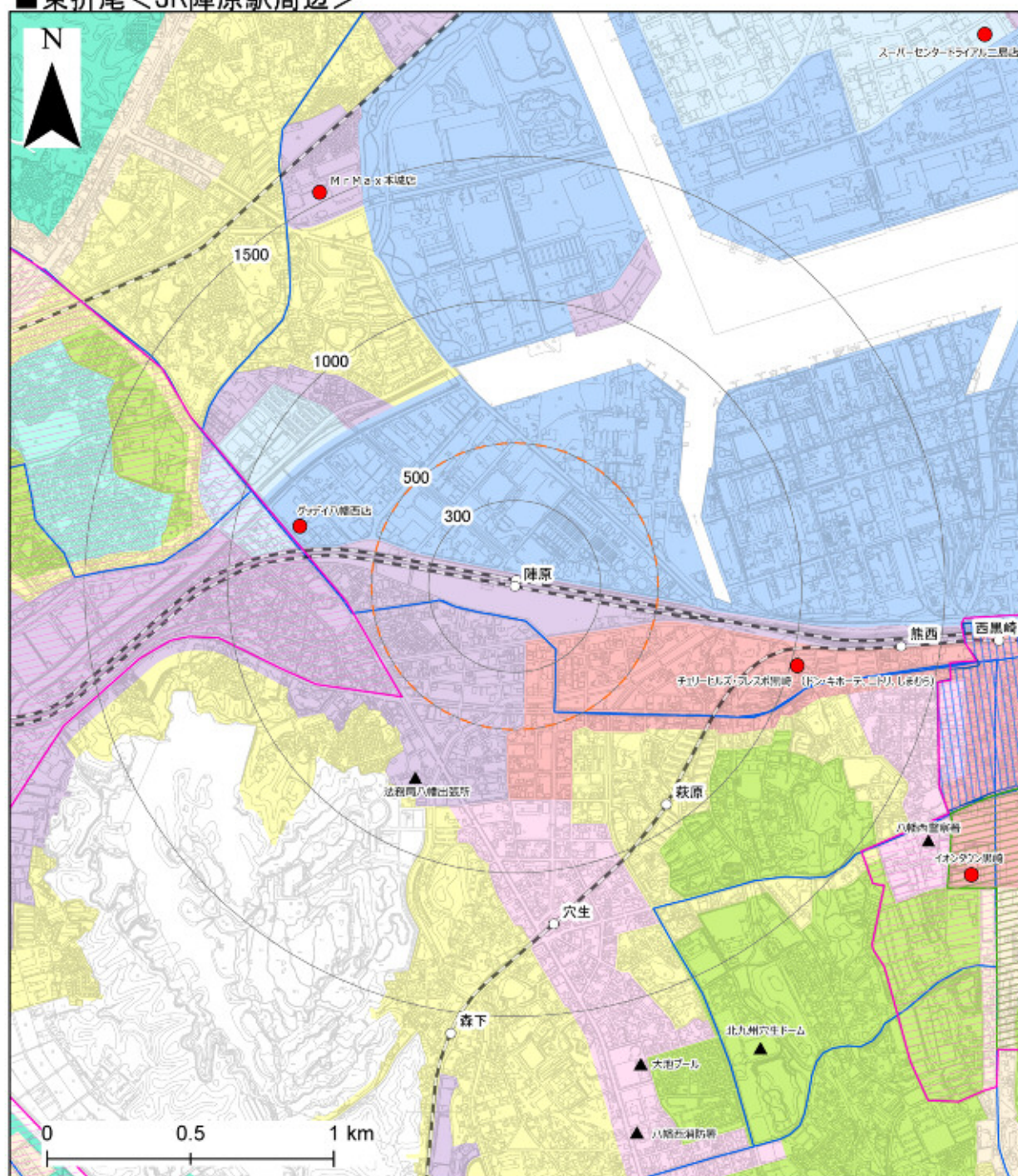
凡例



[illegible]

- 凡例
- | | | | |
|---|--|---|--|
| 
公共交通 |  第一種低層住居専用地域 |  区域マスを位置付けられている広域拠点・拠点 |  小売店舗(売場面積3,000㎡以上) |
| |  第二種低層住居専用地域 |  都市再生整備計画区域 |  医療施設(病床数200床以上) |
| |  第一種中高層住居専用地域 | |  大学・短期大学(学生数500人以上) |
| |  第二種中高層住居専用地域 | |  公共施設 |
| |  第一種住居地域 | |  学術研究都市北部土地区画整理事業区域 |
| |  第二種住居地域 | | |
| |  準住居地域 | | |
| |  近隣商業地域 | | |
| |  商業地域 | | |
| |  準工業地域 | | |
|  工業地域 | | | |
|  工業専用地域 | | | |

■東折尾<JR陣原駅周辺>



凡例	
	公共交通
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	主要駅から半径500m
	中心市街地活性化エリア
	都市再生緊急整備地域
	都市再生整備計画区域
	小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	公共施設